

リース車賃貸借業務契約に関する質問への回答

令和3年3月18日

滋賀県職業能力開発協会
会長 石田 洋介

- 1 質問 リース契約日は新車登録日となるのですが、リース契約日を変更していただくことはできますでしょうか。
- 回答 前回の質問に対する回答での登録日、契約日で不可な場合は、リース契約開始日を変更することも可とします。(例えば、令和2年4月30日を登録日と契約開始日とし、契約満了日を令和8年4月29日までとする。)
ただし、リース料金は5月1日から60月としてください。
- 2 質問 事故が起こった時に関して、運行管理に起因して発生した事故に伴う第三者への損害について、責任と解決はどう対応されますか。
- 回答 自動車保険で対応できないような、運行管理に起因して発生した事項に伴う第三者への損害については、賃借人である当協会の責任に置いて解決します。ただし、自動車の整備不良その他賃借物件の不良に起因するものについては、賃貸人が直ちに対応し必要があれば保証してください。
- 3 質問 なんらかの事情で途中解約が発生した場合、解約金等どのようにされますか。
- 回答 契約書(案)第10条による契約の解除以外は途中解約を行いませんが、止むを得ず中途解約が生じた場合、契約内容の損害賠償金を支払うものとします。
これに伴い、下記の通り、「契約書(案)第15条 乙の損害賠償請求等」を追加します。

契約書(案)

(乙の損害賠償請求等)

第15条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することが出来る。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (2) 自動車がリース期間満了前に事故等による修理不能、所在不明又は滅失の状態となったと甲乙協議の上判断したときは、合意書の作成をもって、当該自動車のリース契約は終了するものとし、甲は、当該自動車のリース期間満了までの残リース料金と乙が定めるリース期間満了時残存価格の合計額から乙が負担する費用のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害賠償金として支払わなければならない。